

六甲山系の老朽家屋等解体補助制度 申請の手引き

令和6年4月

神戸市経済観光局観光企画課

目次

1. 補助制度の概要.....	3
(1) 補助事業の要件	3
(2) 補助事業者.....	3
(3) 補助事業者の責務.....	3
(4) 申請期間、申請窓口、申請方法.....	4
(5) 補助申請の流れ	4
2. 補助対象事業の解説	6
(1) 申請に関する注意点	6
(2) 補助事業者とは	6
(3) 補助対象となる解体工事.....	6
3. 補助金の交付額.....	8
(1) 補助事業の対象となる経費の範囲	8
(2) 補助金額	8
4. 補助金交付申請に必要な書類.....	9
(1) 必要書類	9
(2) 場合に応じて必要な書類.....	10
5. 現況写真の撮り方	11
(1) 解体する建物の全体写真.....	11
(2) 腐朽・破損している箇所等の部分写真.....	11
6. 実績報告に必要な書類.....	13
(1) 必要書類	13
(2) 工事の変更や中止等の場合	13
<別紙1> (対象エリア地図)	
<別紙2> (申請書類集)	
<別紙3> (申請書記載例一覧)	

1. 補助制度の概要

神戸市では、登山者の安心・安全の確保及び景観向上のため、六甲山系の老朽家屋等（以下「老朽家屋等」という。）の解体除却工事に対し補助金を交付することにより、より安全で快適な山の環境を推進することを目的に、六甲山系の老朽家屋等の解体費の一部補助を実施しています。

（1）補助事業の要件

以下すべてに該当する老朽家屋等（※1、2）の解体除却工事が対象となります。ただし、補助制度の目的（※3）に資するものとして市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

なお、安全上老朽家屋等の一部や附属する門、塀その他の工作物を残置する必要がある場合を除き、原則として敷地全体を更地の状態にするものを対象とします。

- ・瀬戸内海国立公園六甲地域（神戸市内に限る。）又は主要登山道のうち布引道・青谷道・上野道・大師道（再度谷）沿いから目視で確認できる範囲（別紙1の青枠内又は紫線上）に存する家屋又はその他工作物であること。
- ・腐朽又は破損のあることが目視で確認できるものであること。
- ・解体除却を行うことで対象範囲における登山者の安心・安全の確保及び景観向上に資すると認められるものであること。

※1 住宅以外の用途も対象とします。

※2 家屋等とは、家屋又はその他の工作物を指します。

※3 補助制度の目的：登山者の安心・安全の確保及び景観向上のため、六甲山系の老朽家屋等の解体除却工事に対し、補助金を交付することにより、観光振興を図ること。

（2）補助事業者

以下いずれかの方が申請できます。

- ・老朽家屋等の所有者等
- ・老朽家屋等の所有者が不存在で民事執行法第171条に規定する代替執行の決定を得た当該老朽家屋等の敷地の所有者

（3）補助事業者の責務

- ・補助事業者は、関係法令（自然公園法、砂防法、風致地区内における建築等の規制に関する条例、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例等）を遵守し、補助金交付目的に従って誠実に補助事業を実施すること。
- ・補助事業完了後においても、土地を適切に管理すること。
- ・求めがあった場合は、現地への立入りや追加の写真提供を協力すること。

※ 国立公園特有の規制の対象となることがありますので、関係法令を確認のうえ解体を行ってください。

(4) 申請期間、申請窓口、申請方法

申請期間：令和6年4月1日から令和6年12月13日まで（※1、2）

申請窓口：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9F

神戸市経済観光局観光企画課 担当：下手、古本

（電話）078-984-0361 （FAX）078-984-0360

（電子メールアドレス）kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp

申請方法：郵送、持参（※3）又はEメール（※4）

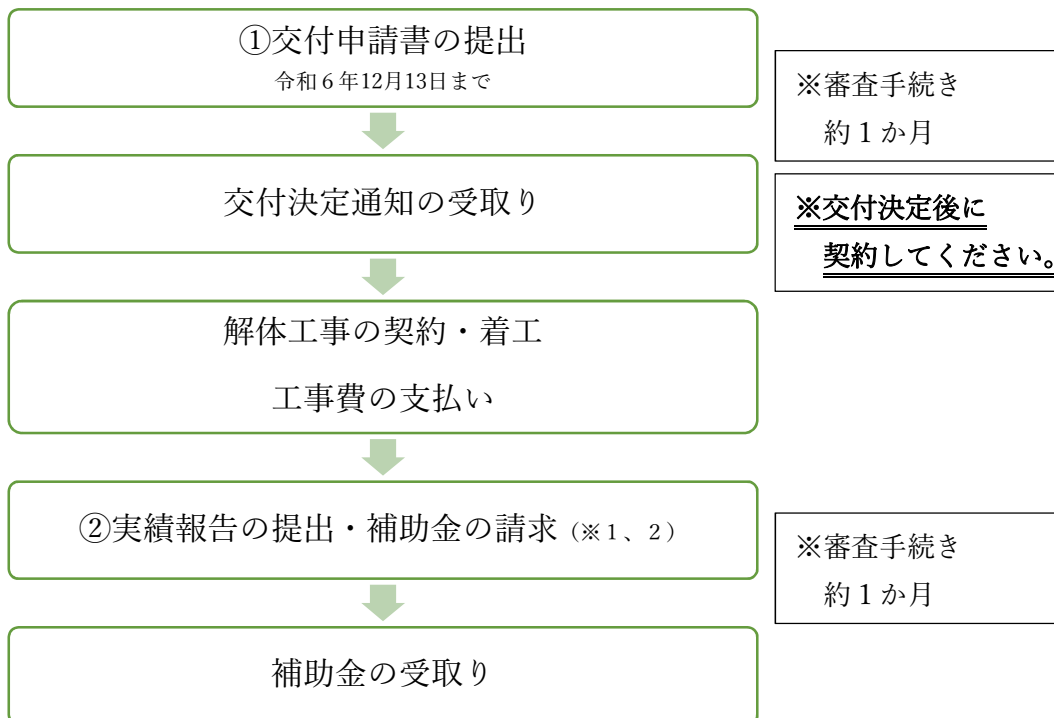
※1 予算限度額に達し次第、申請受付を終了します。

※2 申請期限について、特段の事情がある場合はこの限りではありません。

※3 持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時～12時、13時～17時です。

※4 提出書類のうち、押印を要するもの・原本の提出を要するものがある場合は、当該書類を別途郵送又は持参により提出してください。

(5) 補助申請の流れ



※1 ②の書類の提出は、①から原則として6か月以内を目安に完了させてください。

やむを得ない事情等により、①から6か月以上経過する可能性がある場合は、神戸市経済観光局観光企画課へご相談ください。

※2 ②の書類は、解体工事（事業）が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い方の日までに不備なく書類の提出を完了させることが必要です（特段の事情がある場合はこの限りではありません）。

2. 補助対象事業の解説

(1) 申請に関する注意点

- ・補助対象家屋等は、現に存在しているものが対象です。
- ・補助金の交付決定を受けてから、解体業者と契約及び工事の着手を行ってください。
補助金の交付決定を受ける前に業者と契約や工事の着手を行った場合は、補助を受けることができません。

(2) 補助事業者とは

①家屋等の所有者

建物の登記事項証明書に記載された名義人です。

- ・共有者がいる場合

共有者全員の「同意書」が必要です。

(未登記など特別の事情がある場合)

- ・建物が未登記の場合

原則として「固定資産課税台帳登録事項証明書」を提出してください。

- ・相続登記ができていない場合

相続人を代表して申請し、補助事業を行う旨の「誓約書」、申請者と所有者（被相続人）との関係性を証する書類（戸籍事項証明書等）、及び所有者（被相続人）が死亡していることを証する書類が必要です。なお、他の相続人の同意は口頭、書面を問いません。

- ・売買で取得後、所有権移転登記ができていない場合

「建物の登記事項証明書」（売主の名義が記載されたもの）

「不動産売買契約書及び代金支払いを証する領収書」

「家屋等の引き渡し完了している旨の誓約書」

等が必要です。

②家屋等の管理者

「建物の登記事項証明書」及び「申請家屋等の解体除却権限を有することが確認できる資料」を基に審査します。

③代替執行の決定を得た当該敷地の所有者

家屋等の所有者が不存在で代替執行の訴訟裁決がなされた場合に、その関係資料を基に審査します。

(3) 補助対象となる解体工事

家屋等の敷地全体を更地にする工事を対象とします。

補助事業者（交付決定を受けた申請者）が解体工事業者等へ請け負わせ、家屋及び門塀等の

解体除却等を行い、敷地全体を「更地」の状態にします。

ただし、敷地又は地盤面の構造や、隣接する家屋等の状況に応じて、安全上やむを得ない場合は一部残置することができます。

また、家屋等の解体を請け負う解体業者等は、建設業法による許可又は建設リサイクル法に基づく兵庫県知事による登録を取得している必要があります。

※ 安全性確保のための対応が必要な場合には、業者や専門の方に事前に相談するなどの検討をお願いします。

3. 補助金の交付額

(1) 補助事業の対象となる経費の範囲

補助の対象となる費用は、次の各項目に要する費用です。(工事費見積書で審査します。)

- ・老朽家屋等の解体費(動産(例:家財道具や電化製品)の処分費用は除く)
- ・門・塀等の撤去費(剪定のみは不可、雑草草刈は除く)
- ・解体工事に伴う、長屋等の界壁の補修費

※ 申請者が税務署へ消費税課税申告を行っている課税事業者の場合は、補助事業の対象となる経費から、消費税相当額を除いて算定します。

(2) 補助金額

上記(1)の経費の額を補助します。なお、予算の範囲内を限度とします。

上限額は1件あたり350万円です(※)。

※ 同一敷地内に複数の建築物がある場合は、1件とみなします。

4. 補助金交付申請に必要な書類

(1) 必要書類

①補助金交付申請書（様式第1号）

②付近見取図

地図等（縮尺 1/1500 程度）または、近隣に所在する家屋名、駅名などの公共交通機関名、主要な道路、公園等及び家屋等周辺がわかるように記載すること。（敷地の形状を明示すること）

③配置図

敷地内の建物、門扉、塀、その他の工作物及び立木等の位置、敷地に接する道路・通路とその幅員を記入したもの。

④現況写真

以下すべての写真を提出してください。

- ・家屋等全景写真（1～2枚程度）
- ・家屋等の腐朽・破損状態がわかる写真（複数箇所）
- ・解体する建物敷地に接するすべての道路・通路の写真

※ 郵送又は持参による提出の場合は、A4サイズの用紙に貼り付けて提出してください。

⑤建物の登記事項証明書

建物の登記事項証明書で建物の建築年月及び所有者の特定を行います。

※ 法務局で交付されたもの又は登記情報提供サービスで取得したもの（ともに発行から3か月以内）

※ 登記事項証明書権利部（乙区）に抵当権等の記載がある場合、解体に支障となる事柄が存在しない旨の文書等が必要です。

⑥解体工事見積書の写し

解体工事業者等による見積もり1社分（2社以上の見積もり合わせを推奨します）。

※ 宛名は申請者名で、見積書内に解体する家屋等の地番又は住居表示が記載されていること。

※ 見積期限が申請日時点で有効なものであること。

⑦解体事業者の建設業許可または解体工事業の登録の写し

建設業許可（建築・土木・解体のいずれか）又は兵庫県での解体工事業の登録が必要です。

（許可・登録事業者からの見積書がなければ、申請の受付ができません。）

⑧本人確認書類の写し

申請者（手続を委任する場合は手続き受任者）の本人確認書類の写し。

※ 顔写真付きの証明書1点または顔写真がない証明書の場合2点。

※ 法人の場合、さらに申請手続者が当該事業所に所属していることを確認できるもの（名刺・社員証等）も必要です。

(2) 場合に応じて必要な書類

⑨申請手続委任状(様式第12号)

補助申請の手続き等を申請者以外の方が代行する場合に必要です。

⑩受領委任状(様式第13号)

補助金の受領を申請者以外の方が行う場合に必要です。

⑪同意書

解体する家屋等の名義人(所有者)が2人以上の共有名義の場合に、代表者(申請者)以外の所有者の解体及び申請手続きに関する同意が必要です。

⑫誓約書

以下のような書面を提出することが困難な場合に、添付書類として必要です。

- ・相続や売買取得後の所有権移転が未登記の場合

⑬建物が未登記の場合等

未登記の場合や、所有者に係る項目が建物の登記事項証明書だけでは特定できない等の場合は、家屋等の固定資産課税台帳登録事項証明書(発行から3か月以内)、又は建築基準)、又は建築基準法による確認済証もしくは検査済証の写し(この場合は、所有者がわかる書類が別途必要)を提出してください。

⑭相続後の所有権移転が未登記の場合

以下2点の両方を証明出来る書類いずれかを、1つまたは複数提出してください。

- ・申請者と所有者(被相続人)との関係性を証する書類

(例:戸籍謄本、除籍謄本、家屋等の固定資産課税台帳登録事項証明書(発行から3か月以内))

- ・所有者(被相続人)が死亡していることを証する書類

(例:戸籍謄本、除籍謄本、死亡診断書、住民票等)

⑮売買契約後の所有権移転が未登記の場合

引渡しを完了したが登記未了の場合、以下のすべての書類を提出してください。

- ・建物及び土地の売買契約書の写し
- ・領収書(契約金額全額分)の写し

※ 売買契約書のみでは建物の所有権移転が確認できない場合、追加書類が必要です。

⑯建物の登記事項証明書に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合

住民票又は転送された郵便物の写し等(旧住所の記載がある書類)を提出してください。

上記書類が提出できない場合に限り、誓約書をご提出ください。

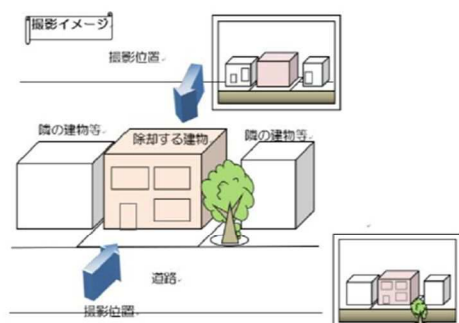
※ 申請状況に応じて、この手引きに記載しているもの以外の書類を求めることがあります。

5. 現況写真の撮り方

(1) 解体する建物の全体写真

全体写真は、目印となる道路や隣地、周囲の建物等を含めて撮影してください。

※ 建物や敷地全体がわかるように色々な角度から撮影してください。



全景と周囲の道路



裏・側面



複数戸の玄関扉

(2) 腐朽・破損している箇所等の部分写真

腐朽・破損している箇所等の部分写真は、建物が補助対象になるかどうかを判断するものになります。そのため、下記の「チェックポイント」を参考に写真を撮影してください。

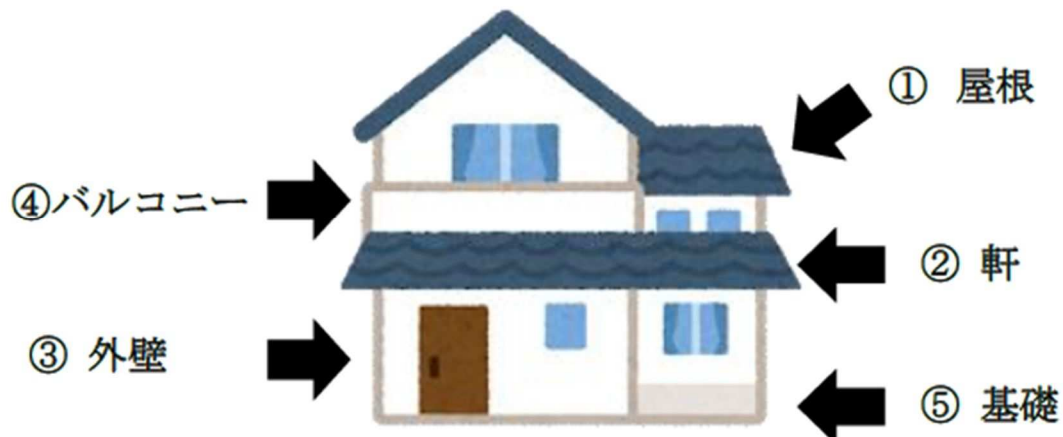
※ 屋根等で、撮影しにくい箇所は、カメラのズーム機能を活用してください。

※ 腐朽・破損している箇所が建物のどの部分かがわかるように、全体写真と部分写真を撮影してください。

《チェックポイント》

基本的に解体予定の建物の本体（外部）の破損・腐朽の状態を確認します。

以下の①～⑤の部位ごとに確認してください。



- ①屋根…屋根の落下、瓦の剥落、屋根の変形、屋根材の腐朽
- ②軒・庇…軒・庇の落下・破損、軒天井材の腐朽・剥落・ひび割れ等
- ③外壁…外壁の剥落・ひび割れ・浮き、外壁タイル・外装材の剥落・ひび割れ・浮き、金属板の錆び
- ④バルコニーや外階段…バルコニーの剥落・破損・腐朽、外廊下の床ひび割れ・天井剥落、支柱・外階段の破損・錆
- ⑤基礎（付近）…基礎の破損・ひび割れ、柱のひび割れ・ずれ
- ⑥その他

屋根や外壁の破損状況を上手く撮影できない箇所について、室内側からその破損状況等を補助的に撮影できる場合には添付してください。

（例：屋根に穴が開いており室内からその様子が撮影できる場合、建物の傾き状況を室内に置いた水平器で測定する場合）

※ 各部位ごとには軽微な破損であっても、建物全体で見ると複数破損箇所があることにより補助金交付が可能になることがあります。破損箇所の写真は複数箇所提出してください。

※ 原則、建物本体の外部の破損で判断するため、室内の破損・腐朽、塀やよう壁・カーポート等の外構の破損・腐朽は対象となりません。

6. 実績報告に必要な書類

解体除却工事の完了から 30 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日までに提出してください。

(1) 必要書類

①補助事業実績報告書（様式第 8 号）

②解体工事請負契約書の写し

申請時に提出した見積書と同一の解体工事業者等との契約であること。

※ 工事注文書にて対応する場合は、請書とあわせて提出すること。

※ 契約者名は申請者名であること。

※ 解体後すぐに新築工事を予定している場合は、原則としてそれぞれ別に契約すること。

上記に依り難い事情がある場合は、ご相談ください。

③領収書等の写し

解体工事業者等が発行したもの。

※ 宛名は申請者名であること。

※ 解体工事業者等に受領委任している場合は、領収書に代わり、申請者宛の工事費用請求書を提出すること。

④解体除却後の写真

更地の全景がわかるものをカラーで 2～3 枚。（隣家等の周辺を含めたもの）

※ 申請時提出の写真と同方向から撮影したものを 1 枚含めること。

※ 補助対象事業費に「隣家の外壁補修」等が含まれる場合、その補修後の写真も含めること。

※ 跡地保全のため更地にビニールシート等を敷く場合、敷設前に写真撮影をおこなうこと。

(2) 工事の変更や中止等の場合

工事金額や工事内容、解体工事業者等の変更など、補助申請時に提出した書類内容から変更があった場合や工事が中止になった場合、別途手続きが必要です。

変更や中止が判明した時点で神戸市経済観光局観光企画課までご連絡ください。

・補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）

補助金額が変更となる工事金額の変更や解体工事業者等の変更の場合、その時点で（実績報告前に）書類の提出が必要です。（内容変更承認申請書を提出した場合は、変更通知書を受け取った後に工事費の支払いをしてください。）

※ 上記以外の変更は、実績報告書類の提出時に、軽微な変更届及び必要に応じて添付書類（工事金額の変更内容が分かる明細等）を提出してください。

・補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

工事の中止などの理由で申請を取り下げる場合は提出してください。

※ 申請者が交付決定後、解体工事契約の締結前に亡くなられた場合は、申請者による事業着手が出来ないことから、相続人代表者の方から様式第5号を使って取下げ手続きを行ってください。新たに相続人が決まった場合は、その方による新たな補助申請が必要です。

解体工事契約後、事業途中で補助事業者（＝申請者）が亡くなられた場合は、速やかに神戸市経済観光局観光企画課にご連絡ください。

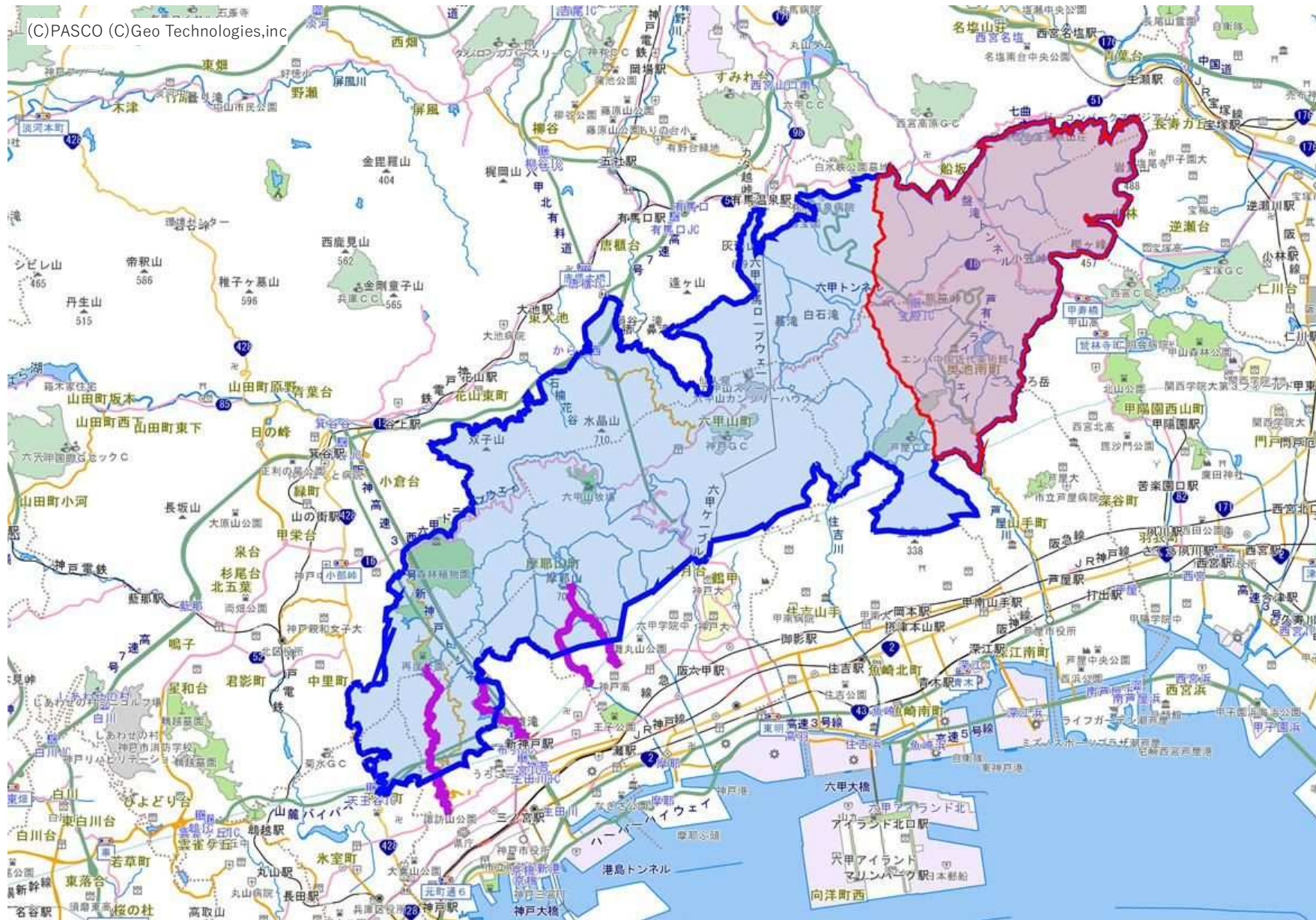
以下①②のいずれかに存する家屋等が対象です。

①青枠内（瀬戸内海国立公園六甲地域のうち、神戸市内）

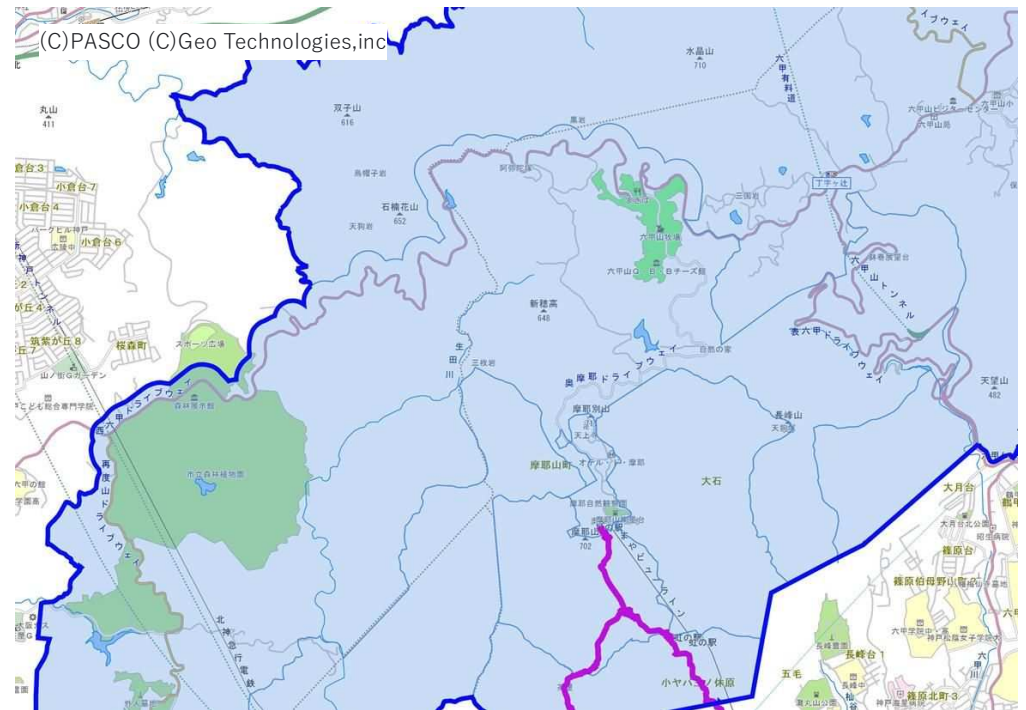
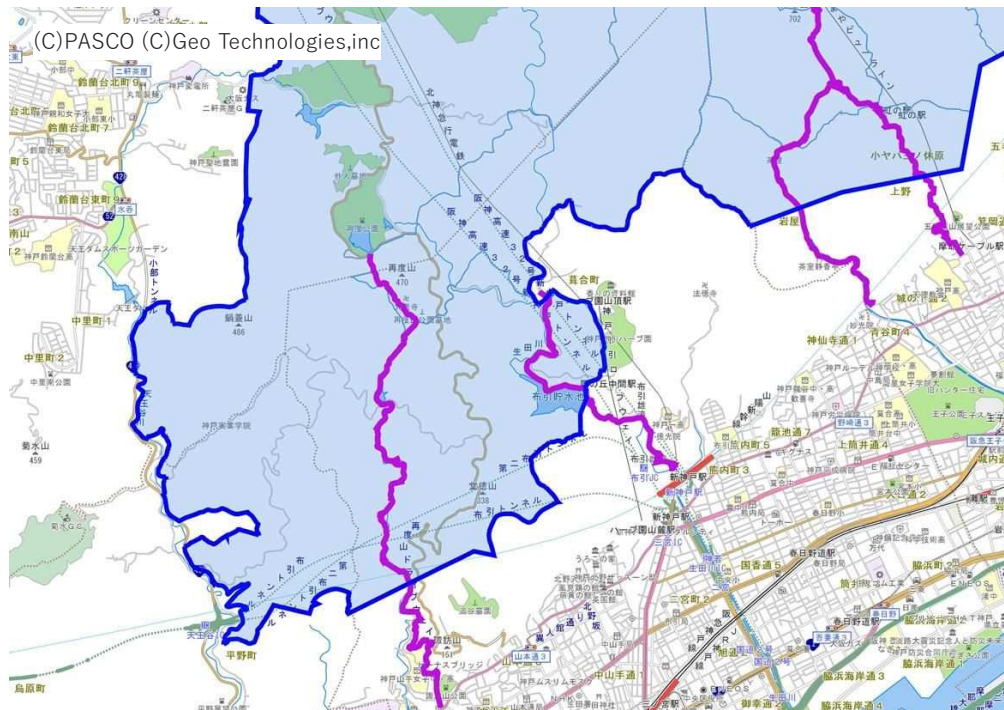
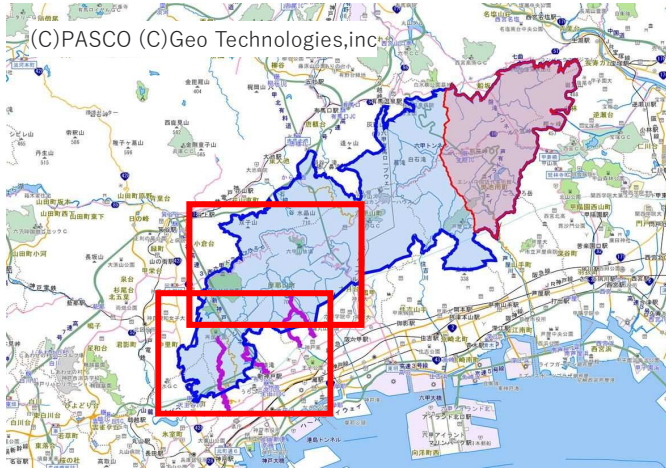
②紫線上（主要登山道（布引道・青谷道・上野道・大師道（再度谷））

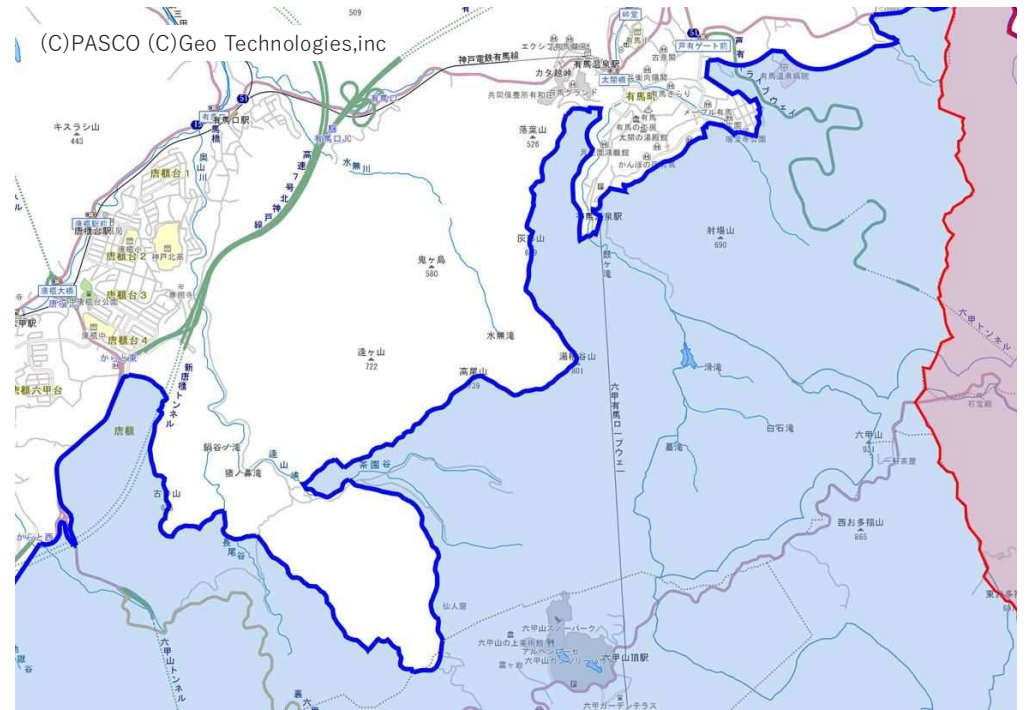
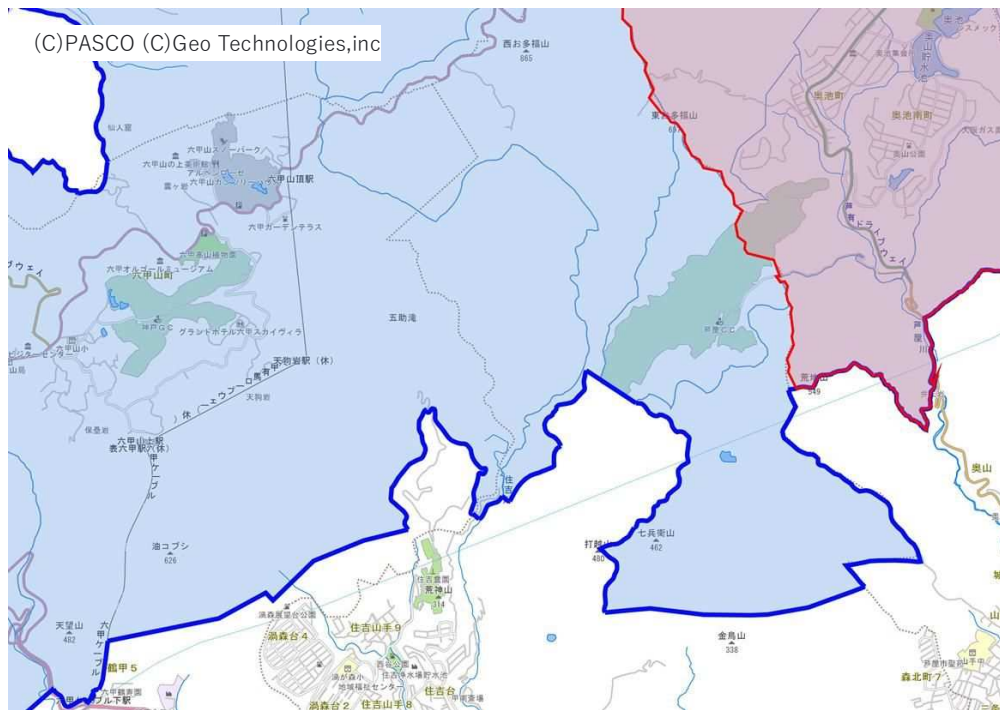
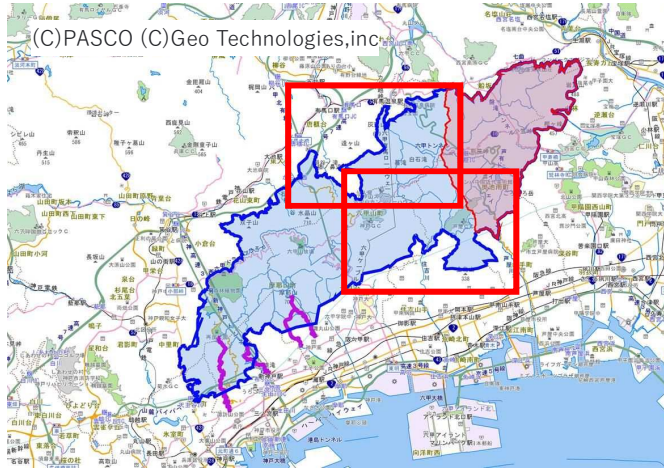
※赤枠内は、瀬戸内海国立公園六甲地域のうち、神戸市外を示しています。

<別紙1>全体図



<別紙1> 拡大図





申請書類集

申請書類一式は、ホームページからもダウンロードすることができます。

([https://www.city.kobe.lg.jp/a64051/shise/kekaku/kezaikankokyoku/rokkomaya/rokko_roukyuk
aoku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a64051/shise/kekaku/kezaikankokyoku/rokkomaya/rokko_roukyuk
aoku.html))

補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

<申請者>

住所	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

<振込先口座>

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他	
口座番号				
口座名義				

※ 口座名義は、申請者と同一の名義であること。

※ 補助金の交付について受領委任状を提出する場合は、この振込先口座欄には記入しないこと。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

裏面に記載の六甲山系の老朽家屋等解体補助事業の補助金の交付について、申請します。

なお、本申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、市が補助金の交付に必要な範囲内において関係機関へ照会及び情報提供することを承諾します。

(裏面)

記

老朽家屋等の 所在地	(地番を記載)	(住居表示があれば記載)
補助事業の期間	着手予定	年 月
	完了予定	年 月
見積書の金額	円	
添付書類	別紙のとおり	
補助要件を満たす ことの確認 (すべてにチェックが 無い場合、補助 できません)	<input type="checkbox"/> 対象範囲に存する家屋等である (<input type="checkbox"/> 瀬戸内海国立公園六甲地域(神戸市内) 又は <input type="checkbox"/> 主要登山道沿い) <input type="checkbox"/> 腐朽又は破損のあるものである <input type="checkbox"/> 解体除却により神戸の山の景観等向上に資するものである	
解体工事業者等	別添のとおり(許可書又は登録書等の写し) ※必須	
<確認> ・消費税課税事業者にご該当しますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません <input type="checkbox"/> 当該家屋等は重要文化財等に指定されていません <input type="checkbox"/> 別の公共団体等から解体補助を受けていません (過去に住宅耐震改修工事費補助等を受けていません)		
<解体後の土地の活用の予定について> <input type="checkbox"/> 売却(建売)予定 <input type="checkbox"/> 建替予定 <input type="checkbox"/> 他用途()に利用する予定 <input type="checkbox"/> 検討中(しばらく空き地として管理する) <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象建物の除却前後の写真を、普及啓発等に活用させていただくことがあります。 <input type="checkbox"/> 了承しました <input type="checkbox"/> 了承しません		

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

見積り金額	(変更前) 円	(変更後) 円
変更前の申請者名 (申請者変更の場合のみ)		
変更の内容・理由		
添付書類		

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定（変更）のあった六甲山系の老朽家屋等
解体補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	年 月 日

補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長 宛

住所	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定（変更）のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、その実績を報告します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

補助事業の期間	着手年月日 (契約日)	年 月 日
	完了年月日 (領収書日付)	年 月 日
契約金額	円	
添付書類	・ 解体工事請負契約書の写し ・ 解体工事代金領収書の写し ・ 工事完了したことが確認できる写真	

申請手続委任状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、当該補助事業に関する申請手続を下記代行者へ委任します。

記

1 委任する内容

六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 7 条、第 9 条及び第 10 条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

< 委任者 (申請者) >

住所	(〒 -)	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

< 受任者 (代行者) >

住所	(〒 -)	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおり当該補助事業の補助金の受領を代理人へ委任します。

記

<委任者>

住所	(〒 -)	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

<受任者>

住所	(〒 -)	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

(裏面)

1 委任する内容

六甲山系の老朽家屋等解体補助金の受領に関する一切の権限

2 振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他	
口座番号				
口座名義				

※ 口座名義は、受任者と同一の名義であること。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

同意書

_____様
(申請者名)

私は、上記申請者に六甲山系の老朽家屋等解体補助事業にかかる申請及び当該補助事業の遂行に関する一切の事項を委任するとともに、下記の所在に存する家屋等の解体除却について、同意します。

記

家屋等の所在 (地番)	
----------------	--

年 月 日

住所 (〒 _____)

氏名 _____ (自署又は記名押印)

建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所が異なりますが、本人に相違ありません。

誓約書

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第2条第1号に規定する所有者等であること及び以下の内容について宣誓します。

私は、補助事業者として、当該補助事業を遂行します。また、権利等の争い及び当該家屋等の解体除却により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、神戸市には一切迷惑をかけることを誓約します。

解体除却する 家屋等の所在 (地番)	
--------------------------	--

年 月 日

住所 (〒 -)

氏名 _____ (自署又は記名押印)

(裏面)

<宣誓事項>

1 相続人が申請する場合

- 私は上記家屋等の所有者_____の相続人(続柄:_____)です。また、上記家屋等の解体除却について相続人複数の場合は、相続人全員からの同意を得ており、かつ、申請等の手続きに関して一切権限を委任されています。
- 添付書類: 所有者との関係性を証する書類 所有者が死亡していることを証する書類

2 建物登記・家屋等の課税台帳で所有者が確認できない場合

① 売買取得により建物移転登記をしていない場合

- 上記家屋等は、別紙のとおり既に売買契約は成立し、引渡しも完了しています。
- 添付書類: 売買契約書および売買金額の支払いが確認できる書類

② 未登記の建物で、申請者が土地所有者や借地権者の場合

- 土地所有者/借地権者 である私が上記家屋等の所有者であることを宣誓します。
- 添付書類: 土地登記事項証明書/借地契約書/その他疎明資料 ()

3 その他の事項

① 建物の登記事項証明書と現在居住している住所に相違がある場合

- 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に相違ありません。

② その他 誓約書(自由記載)

軽微な変更届

年 月 日

神戸市長 宛

住所	(〒 -)
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定（変更）のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

軽微な変更の概要	
添付書類	

申請書記載例一覽

補助金交付申請書

令和5年10月1日

神戸市長 宛

<申請者>

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町6-5-1	申請者が法人の場合のみ記載してください。（個人の場合は不要）
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ) コウベ イチロウ 神戸 一郎	
連絡先	078-331-8181	

<振込先口座>

金融機関名	〇〇	銀行	〇〇	支店
預金種目	①. 普通 2. 当座 3. その他			
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇			
口座名義	コウベイイチロウ			

- ※ 口座名義は、申請者と同一の名義であること。
- ※ 補助金の交付について受領委任状を提出する場合は、この振込先口座欄には記入しないこと。
- ※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

裏面に記載の六甲山系の老朽家屋等解体補助事業の補助金の交付について、申請します。

なお、本申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、市が補助金の交付に必要な範囲内において関係機関へ照会及び情報提供することを承諾します。

(裏面)

記

着手予定日=工事業者との契約予定日
完了予定日=工事費の支払予定日

老朽家屋等の 所在地	(地番を記載) 神戸市灘区六甲山町〇〇〇-〇〇	(住居表示があれば記載) 〇〇〇-〇〇
補助事業の期間	着手予定	令和5年11月
	完了予定	令和5年12月
見積書の金額	2,000,000 円	解体工事業者から取得した見積金額(税込)を記載
添付書類	別紙のとおり	
補助要件を満たす ことの確認 (すべてにチェックが無い場合、補助できません)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象範囲に存する家屋等である (<input checked="" type="checkbox"/> 瀬戸内海国立公園六甲地域(神戸市内) 又は <input type="checkbox"/> 主要登山道沿い) <input checked="" type="checkbox"/> 腐朽又は破損のあるものである <input checked="" type="checkbox"/> 解体除却により神戸の山の景観等向上に資するものである	
解体工事業者等	別添のとおり(許可書又は登録書等の写し) ※必須	
<確認> ・消費税課税事業者にあつたしますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません <input checked="" type="checkbox"/> 当該家屋等は重要文化財等に指定されていません <input checked="" type="checkbox"/> 別の公共団体等から解体補助を受けていません (過去に住宅耐震改修工事費補助等を受けていません)		
<解体後の土地の活用の予定について> <input type="checkbox"/> 売却(建売)予定 <input type="checkbox"/> 建替予定 <input type="checkbox"/> 他用途()に利用する予定 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中(しばらく空き地として管理する) <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象建物の除却前後の写真を、普及啓発等に活用させていただくことがあります。 <input checked="" type="checkbox"/> 了承しました <input type="checkbox"/> 了承しません		

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和5年11月1日

神戸市長 宛

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町6-5-1
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸 太郎
連絡先	078-331-8181

申請者が法人の場合のみ記載してください。(個人の場合は不要)

令和5年10月20日付神経観第〇〇号をもって交付決定のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

交付決定通知書に記載の日付・文書
番号を記載してください。

記

見積り金額	(変更前)	(変更後)
	2,000,000 円	2,500,000 円
変更前の申請者名 (申請者変更の場合のみ)		
変更の内容・理由	解体工事業者の変更により、見積り金額が変更されたため。	
添付書類	・見積書 ・解体工事業者の許可書又は登録書の写し	

見積金額が変わった場合は、変更後の見積書を提出してください。
解体工事業者が変更となった場合は、新たな見積書及び許可書又は登録書を提出してください。

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和5年11月1日

神戸市長宛

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町6-5-1
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸 太郎
連絡先	078-331-8181

申請者が法人の場合のみ記載してください。(個人の場合は不要)

令和5年10月20日付神経観第〇〇号をもって交付決定(変更)のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、承認願いたく申請します。

交付決定通知書(変更のあった場合は交付決定変更通知書)に記載の日付・文書番号を記載してください。

記

中止(廃止)の理由	解体工事を行わず売却することとしたため
中止(廃止)の期日	令和5年11月30日

補助事業実績報告書

令和5年12月10日

神戸市長 宛

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町6-5-1
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸 太郎
連絡先	078-331-8181

申請者が法人の場合のみ記載してください。(個人の場合は不要)

令和5年10月20日付神経観第〇〇号をもって交付決定(変更)のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、その実績を報告します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

交付決定通知書(変更のあった場合は交付決定変更通知書)に記載の日付・文書番号を記載してください。

解体工事業者との契約日を記載してください。

補助事業の期間	着手年月日 (契約日)	令和5年10月30日
	完了年月日 (領収書日付)	令和5年12月1日
契約金額	1,800,000円	
添付書類	・解体工事請負契約書の写し ・解体工事代金領収書の写し ・工事完了したことが確認できる写真	

解体工事業者から受け取った領収書に記載の日付を記載してください。

解体工事業者と契約した金額(税込)を記載してください。

申請手続委任状

令和 5 年 10 月 1 日

神戸市長 宛


私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、当該補助事業に関する申請手続を下記代行者へ委任します。

記

1 委任する内容


六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 7 条、第 9 条及び第 10 条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

<委任者 (申請者)>

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1	
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸 太郎	
連絡先	078-331-8181	

申請者が法人の場合のみ記載してください。(個人の場合は不要)

<受任者 (代行者)>

住所	(〒 650 - 〇〇〇〇) 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 〇	
団体名 (法人の場合)	株式会社〇〇〇	
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ) ロッコウ ジロウ 代表取締役社長 六甲 次郎	
連絡先	078-331-〇〇〇〇	

自署でない場合は、押印してください。

受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

委任状が提出された場合でも、交付決定通知書等の各通知は、原則申請者に送付します。受任者にも送付を希望する場合はチェックしてください。(受任者へは写しを送付します)

受領委任状

令和 5 年 10 月 1 日

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおり当該補助事業の補助金の受領を代理人へ委任します。

記

<委任者>

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸 太郎	
連絡先	078-331-8181	

申請者が法人の場合のみ記載してください。(個人の場合は不要)

<受任者>

住所	(〒 650 - 〇〇〇〇) 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 〇	印
団体名 (法人の場合)	株式会社〇〇〇	
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ) ロッコウ ジロウ 代表取締役社長 六甲 次郎	
連絡先	078-331-〇〇〇〇	

自署でない場合は、押印してください。

(裏面)

1 委任する内容

六甲山系の老朽家屋等解体補助金の受領に関する一切の権限

2 振込先口座

金融機関名	〇〇	銀行	〇〇	支店
預金種目	①. 普通 2. 当座 3. その他			
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇			
口座名義	カ) 〇〇〇			

※ 口座名義は、受任者と同一の名義であること。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

同意書

神戸 太郎 様
(申請者名)

申請者の氏名を記載してください。

私は、上記申請者に六甲山系の老朽家屋等解体補助事業にかかる申請及び当該補助事業の遂行に関する一切の事項を委任するとともに、下記の所在に存する家屋等の解体除却について、同意します。

記

補助金交付申請書に記載の家屋等の地番を記載してください。

家屋等の所在 (地番)	神戸市灘区六甲山町〇〇〇-〇〇
----------------	-----------------

令和5年9月20日

住所 (〒 650 - 8570)

神戸市中央区加納町6-5-〇

自署でない場合は、押印してください。

氏名 神戸 次郎



(自署又は記名押印)

建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所が違いますが、本人に相違ありません。

建物登記事項証明書の権利部（甲区）の住所と現住所が異なる場合には、チェックしてください。

誓約書

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第2条第1号に規定する所有者等であること及び以下の内容について宣誓します。

私は、補助事業者として、当該補助事業を遂行します。また、権利等の争い及び当該家屋等の解体除却により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、神戸市には一切迷惑をかけることを誓約します。

解体除却する 家屋等の所在 (地番)	神戸市灘区六甲山町〇〇〇-〇〇
--------------------------	-----------------

補助金交付申請書に記載の家屋等の地番を記載してください。

令和5年10月1日

住所 (〒 650 - 8570)

神戸市中央区加納町6-5-1

自署でない場合は、押印してください。

氏名 神戸 太郎



(自署又は記名押印)

各項目について、該当するものにチェックし、必要事項を記載してください。

(裏面)

家屋等の所有者から見た、申請者（相続人）の関係性を記載してください。

<宣誓事項>

1 相続人が申請する場合

- 私は上記家屋等の所有者 神戸 三郎 の相続人（続柄：子）です。また、上記家屋等の解体除却について相続人複数の場合は、相続人全員からの同意を得ており、かつ、申請等の手続きに関して一切権限を委任されています。

添付書類：所有者との関係性を証する書類 所有者が死亡していることを証する書類

2 建物登記・家屋等の課税台帳で所有者が確認できない場合

① 売買取得により建物移転登記をしていない場合

- 上記家屋等は、別紙のとおり既に売買契約は成立し、引渡しも完了しています。

添付書類：売買契約書および売買金額の支払いが確認できる書類

② 未登記の建物で、申請者が土地所有者や借地権者の場合

- 土地所有者/借地権者 である私が上記家屋等の所有者であることを宣誓します。

添付書類：土地登記事項証明書/借地契約書/その他疎明資料（ ）

3 その他の事項

① 建物の登記事項証明書と現在居住している住所に相違がある場合

- 建物の登記事項証明書の権利部(甲区)に記載された住所と現在居住している住所が違いますが、本人に相違ありません。

② その他 誓約書（自由記載）

軽微な変更届

令和5年11月10日

神戸市長 宛

住所	(〒 650 - 8570) 神戸市中央区加納町6-5-1
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ) コウベ タロウ 神戸 太郎
連絡先	078-331-8181

申請者が法人の場合のみ記載してください。(個人の場合は不要)

令和5年10月20日付神経観第〇〇号をもって交付決定(変更)のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

交付決定通知書(変更のあった場合は交付決定変更通知書)に記載の日付・文書番号を記載してください。

記

補助金額に変更のない軽微な変更について記載してください。

軽微な変更の概要	<ul style="list-style-type: none">見積金額の変更(補助金額は変更しません)申請者の住所の変更
添付書類	<ul style="list-style-type: none">見積書

変更点に関連する資料を添付してください。